

秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会（第1回）

日時 令和4年1月25日（火）15:00～17:00

場所 ANAクラウンプラザホテル秋田 4階 ベガ

※一部の構成員等はWEB会議形式にて参加

○石井室長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから再エネ海域利用法に基づく秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会を開催いたします。

私は、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室の石井でございます。本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、ウェブ会議を利用して出席させていただいております。本来であれば、秋田会場にて参加させていただくところ、誠に申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

経済産業省・国土交通省としましては、2019年4月1日に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、通称「再エネ海域利用法」に基づき、洋上風力発電の導入拡大に向けて日々取り組んでいるところでございます。

後ほど資料を使いながら改めて御説明いたしますけれども、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖につきましては、昨年9月13日付で促進区域の指定に向けた有望な区域として整理をさせていただき、再エネ海域利用法第9条の規定に基づく協議会の組織等の準備に着手する旨を公表させていただいたところでございます。再エネ海域利用法及びこれらの経緯を踏まえまして、経済産業省、国土交通省及び秋田県が合同でこの協議会を設置することとし、関係者の皆様に日程調整をいただき、本日の開催に至りました。

この協議会におきましては、再エネ海域利用法及び同法第7条第1項に基づく基本方針、本日の参考資料1につけておりますけれども、2019年5月に閣議決定されたこの方針に基づきまして協議をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

また、この協議会は、基本方針に基づきまして、透明性の確保や地域との連携を促進する等の観点から、原則として公開で開催するものであります。その方法は、後ほど御説明するこの協議会の運営規程案に基づき、座長より協議会に諮っていただき、決定されることとなりますけれども、事務局としましては、秋田会場に一般傍聴を受け入れる、会議の

様子をY o u T u b e で配信する、報道関係者による取材を認めるといった方法を考えております。あわせて、議事要旨及び議事録を作成し、公開することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は、秋田県外から出席される構成員を含めまして、一部の構成員・オブザーバーには、オンライン会議アプリを使って各自の職場や自宅等から本日の会議に参加いただいております、リアルタイムで音声のやり取りができるようになっております。

オンライン会議の開催にあたりまして、主にオンラインで出席される構成員・オブザーバーへ向けてではございますけれども、事務的に留意点を3点申し上げます。

1点目でございます。音声がかぶるなどの問題が発生しますので、御発言いただく方のみマイクとカメラをオンにさせていただいて、御発言時以外はカメラを停止状態に、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

2点目でございます。御発言を御希望の際は、チャット機能等を活用して発言を御希望の旨、御入力いただくようお願いいたします。順次座長から、何々委員、御発言をお願いいたしますと御指名いただきますので、マイクをオンにいただき、御発言いただけますと幸いです。

3点目でございます。通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

そのほか、もし何か御不明点などございましたら、何なりとおっしゃっていただければと思います。

議事に先立ちまして、この協議会の出席者を紹介させていただきます。

なお、出席者の御紹介の間のみ、オンラインで出席されている構成員の方はカメラをオンにいただけるとありがたく存じます。

まず、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター所長の野口様です。

○野口所長

野口です。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官の小林様です。

○小林計画官

水産庁、小林でございます。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、秋田県産業労働部新エネルギー政策統括監の齋藤様です。

○齋藤新エネルギー政策統括監

齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、男鹿市市長の菅原様です。

○菅原市長

菅原です。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、潟上市市長の鈴木様です。

○鈴木市長

鈴木です。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、秋田市環境部部長、黒澤様です。

○黒澤環境部長

黒澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、秋田県漁業協同組合代表理事組合長、加賀谷様ですけれども、本日御欠席で、代理として専務理事の工藤様です。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

本日、幸か不幸か、いい天候になりました、組合長は出漁したものですから、代理で漁協の専務をやっております工藤でございます。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、秋田県漁業協同組合副組合長、船川地区運営委員長の菅原様です。

○菅原副組合長・船川地区運営委員長

菅原でございます。ひとつよろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、秋田県漁業協同組合理事、天王地区運営委員長の伊藤様です。

○伊藤理事・天王地区運営委員長

伊藤です。よろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、秋田県漁業協同組合船越地区運営委員長、仲村様でございますが、本日御欠席でございます。

秋田県漁業協同組合脇本地区運営委員長の小玉様です。

○小玉脇本地区運営委員長

小玉です。どうかよろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、秋田大学名誉教授の中村様です。

○中村名誉教授

中村です。よろしくお願い申し上げます。

○石井室長

続きまして、秋田県立大学システム科学技術学部教授の杉本様です。

○杉本教授

杉本です。よろしくお願いします。

○石井室長

続きまして、秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授の浜岡様です。

○浜岡教授

浜岡です。今日はよろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、東京大学教養学部附属教養教育高度化機構客員准教授の松本様です。

○松本客員准教授

松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井室長

最後に、オブザーバーの方を御紹介いたします。

まず、気象レーダーへの影響等について必要な情報提供をいただくため、本日気象庁から御参加いただいております。

国土交通省気象庁大気海洋部観測整備計画課、青木調査官でございます。

○青木調査官

気象庁の青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井室長

続きまして、環境面において必要な情報提供いただくため、環境省に御参加いただいております。

環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響審査室、豊村室長補佐でございます。

○豊村室長補佐

豊村でございます。よろしくお願ひいたします。

○石井室長

また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業を通じて、漁業影響評価手法の検討に関する事業にも携わっていただいた経緯もございまして、専門家のお立場から御参加いただいております。

公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループの三浦様でございます。

○三浦主幹研究員

海生研の三浦でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○石井室長

以上でございます。

ここで、秋田会場にいらっしゃる報道関係者の皆様には、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影を御遠慮いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。皆様のお手元の資料を御確認いただければと思います。

まず、配付資料でございますけれども、資料1が出席者名簿です。資料2、配席図でございます。そして、資料3としまして、協議会の運営規程（案）でございます。資料4としまして、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会という横長の資料が1つございます。それから、資料5としまして、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖区域の概要図でございます。それから、資料6としまして、気象庁からの資料ですけれども、風力発電施設と気象レーダーの共存のためにという資料でございます。それから、参考資料1としまして、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針、それから、参考資料2としまして、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン、参考資料3としまして、

一般海域における占用公募制度の運用指針、そして、参考資料4としまして、各協議会の意見とりまとめというふうになってございます。

もし資料に過不足等ありましたら事務局までお知らせいただければと思います。

それでは、議題の(1)本協議会の運営についてということで、事務局であります経済産業省、国土交通省及び秋田県として案を資料3としてお配りしております。こちらを御説明いたします。皆様、資料3を御覧いただければと思います。

こちらは秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会の運営規程(案)でございます。

まず、第1章の総則でございます。組織についてです。第1条です。再エネ海域利用法の第9条第1項の規定に基づきまして、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖について協議会を組織するというものでございます。名称については、第2条に記載のとおりでございます。

協議会の目的でございます。第3条です。こちらについては、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、それから、促進区域における発電事業の実施に関して必要な協議、情報共有を行うということが目的でございます。

続きまして、第4条です。協議会では、そこにごございますように、促進区域の指定に関すること、それから、利害関係者との調整に関すること、発電事業者の公募の実施に当たって留意すべき事項に関すること、それから、発電設備の設置工事等の実施に関すること、これらに関して協議、情報共有を行うことができるというふうにしてございます。

続きまして、第2章の構成員でございます。構成員については、別表を資料3につけておりますけれども、そこに掲げる者をもって構成するというふうにしてございます。

続きまして、第3章でございます。座長及び副座長です。第6条にありますように、協議会に座長及び副座長を置くということで、座長1名、副座長1名というふうにしております。第2項にありますように、座長及び副座長は別表に掲げる構成員から選任する、第3項にありますように、座長は互選により選任する、副座長は座長の指名により選任するというふうにしております。

続きまして、第7条です。座長及び副座長の職務ですけれども、座長は会務を総理するというふうにしております。

続きまして、第8条です。座長及び副座長の任期でございますけれども、任期は原則2年、再任を妨げないものとするというふうにしてございます。

続きまして、第4章の協議会の運営等でございます。基本原則です。第10条です。協議会の運営は、法律、それから基本的な方針、こちらは参考資料1につけております閣議決定されている文書でございます、それから促進区域指定ガイドライン、こちらも参考資料2につけておりますけれども、そういったものを踏まえて行うものとするというふうにしております。

第11条です。協議会の運営でございます。協議会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができないとしております。第2項にありますように、欠席される場合には、代理の者を出席させることができるとしております。第3項ですけれども、協議会の進行は座長が行う。第4項ですが、構成員は、関係行政機関の長に対して、必要な助言、資料の提供、その他の協力を求めることができるといった形で、運営のところについては規定しております。

続きまして、第12条です。議事要旨及び議事録でございます。議事要旨、議事録については、こちらの各項に掲げられております事項を記載して公開するというふうにしております。

それから、第13条でございます。協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項、とりまとめですけれども、それについては、その協議の結果を尊重しなければならないという尊重義務でございます。

それから、第5章、事務局についてでございます。事務局については、第14条ですけれども、経済産業省、国土交通省、それから秋田県に事務局を置くというふうにしております。

そして、第6章、雑則でございます。構成員の責務でございますけれども、協議会の構成員は、公募の開始から終了時までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者でないことを占用公募制度の参加資格としていることに留意し、公募における選定手続の公平性、透明性、競争性の確保に努めなければならないというふうにしてございます。

こちらが、協議会の運営規程（案）でございます。

ここで、協議会運営規程（案）の第6条に基づく座長等の選任をさせていただきたいと思っております。本協議会には、座長及び副座長を置くこととし、座長については、互選により選任され、会務を総理すること、また、副座長は、座長の指名により選任され、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときはその職務を代理することとして

おります。

それでは、この規程に基づきまして、座長の互選に入らせていただければと思います。

本協議会の座長について、御推挙ございますでしょうか。

杉本先生、よろしくお願いします。

○杉本教授

秋田県立大の杉本でございます。

それでは、私のほうから秋田大学の中村先生を座長に推挙させていただきますので、よろしく申し上げます。

○石井室長

ありがとうございます。

今、杉本先生から、中村先生を座長に御推挙されるとの御意見をいただきましたけれども、こちらの御意見に御異議ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、中村先生に座長をお願いし、以降の進行をお願いしたいと思います。

中村先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村座長

ただいま御推挙いただいた中村でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

ただ、一言言わせていただきますと、座長など誰がやってもどうでもいい問題だと思います。何よりも大切なことは、いかに熱心に議論を行い、有意義な結論を出し、合意を得て前に進むかということでございます。熱心な討論が行われることを期待しておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

座ってやらせていただきますので、失礼させていただきます。

まず、決めることがいろいろございます。何よりも最初に決めなきゃいけないのは、先ほどの規程にあったとおり副座長でございますが、できる限り御迷惑をかけないようにいたしますので、杉本先生に引き受けていただきたいと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○杉本教授

杉本です。お引受けいたします。よろしくお願いいたします。

○中村座長

よろしくお願いいたします。

次に決めなければいけないことですが、先ほど事務局より説明があった公開の方法でございます。

この協議会は全て公開ということが原則でございます。その具体的な方法として、まずは1つ、秋田会場に一般傍聴を受け入れるということ、そして、会議の様子をYouTubeで動画配信するという、そして、報道関係者の方にも入っていただき、取材と傍聴を認めるということ、さらに、この協議会の結果は議事要旨で作成しておりますが、議事要旨ばかりでなく議事録も作成すること、そして、それは公開するということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。という方向にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、先ほど説明していただいた運営規程（案）ですが、特に問題はないと考えておりますが、そう考えてよろしいでしょうか。賛成していただけますでしょうか。

どうぞ、発言をお願いします。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

運営規程の第2章の第5条なんですけれども、ここの第2項に、構成員としての追加ということで、両大臣並びに知事が必要と認めるものは追加という話なんですけれども、おそらくこの協議会というのは、促進区域を決めて、事業者が決まって、その後も長く数十年、協議会は続くと思うんですけれども、その間どういう事態が発生するか分からないというようなことで、万一、協議会から抜けるという場合、どのような手続っていいですか、それがそもそも認められるのかどうか。なかなか具体的にどういう場合はどうだというのは今のところ全く思いつかないんですけれども、何があるか分からないというようなことで、協議会から抜けることができるのかどうか、そこの確認だけはさせてもらいたいと思っております。

○中村座長

事務局のほう、いかがでしょうか。ただ、現実問題、あり得る話だと思いますし、長く続けなければいけない協議会ですから、何らかの対策は取っておいたほうがいいのではないかと思います、事務局のほういかがでしょうか。

○石井室長

どうもありがとうございます。経済産業省でございます。

まさに有望な区域に指定する際に、利害関係者の方々が特定されて、利害関係者の方々の同意を得て協議会設置ということに至っておりますので、基本的には、その利害関係者の方々が協議会の構成員に入ることが大事です。加えまして、今まさに御指摘をいただいたとおりですけれども、今後、将来、この区域が促進区域になった後、発電事業者が公募により選定をされてまいりますけれども、その際は、選定事業者もこの協議会の構成員となって、地元と一体となって進めていくということになります。他方、協議会のメンバーから抜けられるということについても、それ相応の理由をもちろん確認してからになりますけれども、可能性としてはありますので、そういった部分についても配慮していないと、ということだと思っています。ただその際には、個別にしっかり議論し、判断していくということが前提になるかと思っています。

○中村座長

よろしいでしょうか。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

分かりました。

○中村座長

ほか何かございませんでしょうか。

お願いします。

○伊藤理事・天王地区運営委員長

資料3の協議、第4条のお願いで、今現在、潟上の調査を行った業者はいるんですもんね。その方々は、まず漁業貢献策や、業者と丁寧に意見交換を行い、どのような考えを持

っているか丁寧に説明していただきましたので、今後、新たに調査や公募に参加する予定の業者は、入札する前に、今来ている業者と同様に、先に漁業貢献策や、どのように考えているか漁業者に説明してもらうことが可能でしょうか。御意見をお願いします。

○中村座長

その調査に来ている業者を想定した話なんですね。

○伊藤理事・天王地区運営委員長

はい。今現在、何社か、またボーリング調査とか、いろいろ地質調査とかをしていて、またその業者がまず先に貢献策とかを漁業者に説明してくれているんですもんね。だから、これからまた新たに入ってくる業者の方々も同じようなスタイルでやってもらえると漁業者も安心して協議していけると思いますので、協議のほど、お願いします。

○中村座長

事務局、いかがでしょうか。

○石井室長

よろしいですか、経済産業省の石井ですけれども。

御指摘ありがとうございます。こちらの協議会では、将来この地点で発電事業される方に対して求めていく内容を留意事項としてとりまとめることが大前提、目標になりますので、この地域で先んじて調査を行う方々に対して、この協議会として何か求めていくという場ではございません。したがって、協議会でまずは将来ここで発電事業をされる方々に対して求める内容、留意事項をまとめるということ、公平、中立な立場からまとめるというのがこの協議会のミッションでございますので、その点御理解いただければと思います。

○中村座長

よろしいでしょうか。ちょっと私からも言わせていただきますが、資料3は、この協議会の規程だと思います。今指摘があったことは極めて重要なことですが、これと範疇が少し違うのではないかと思います。ただ、極めて重要なことではあります。

別のところで規程をつくるということはありますか。事前にまだ調査をしている業者に対しどうするかということなんですが。こういった規程はございますか。

○石井室長

そのような規程はございません。あくまで座長御指摘のとおりでして、この協議会として、発電事業をされる方々に対して求めていく内容を中立的な立場からまとめていくものになりますので、この協議会のスコープの外になる話だと思います。

○中村座長

ありがとうございます。

どうでしょうか。ただ、今指摘あったことは、非常に極めて重要なことだと思うんですよ。調査段階だからといって勝手なことをされたら、それは困りますから。まず、漁業関係者とか地元関係者に十分な説明をしてから調査に入るというのは、規程はこれとは別かもしれませんが、極めて重要なことで、むしろ常識だと思うんですね。勝手に人の庭に入ってくるなということですから。それは、ただこの協議会の規程案とはちょっと違うのではないかと思うんですが。

○伊藤理事・天王地区運営委員長

分かりました。

○石井室長

すみません、事務局です。

補足いたしますけれども、事前の調査を行う発電事業者の方々が地元でしっかり御理解、同意を得た上で地域において調整を行うこと、これは極めて重要です。当然そのようにしていただかなければいけないというのは変わりありませんので、その点について付言をいたしました。ありがとうございます。

○伊藤理事・天王地区運営委員長

ありがとうございます。

○中村座長

ありがとうございます。

ほかよろしいでしょうか。

○伊藤理事・天王地区運営委員長

はい。

○中村座長

ありがとうございました。それでは、議題2に入りたいと思います。

議題2、説明・意見交換でございます。

これにつきましては、様々な配付資料がございますので、まず、事務局から説明していただき、その後、構成員の皆様方からの御質問、御意見を承るという形で進めさせていただければと思います。

それでは、早速、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○石井室長

承知しました。

そうしましたら、資料4をお手元に御用意いただけますでしょうか。資料4でございます。秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖における協議会（第1回）という横長の資料でございます。

1ページおめくりください。こちらは、洋上風力発電と再エネ海域利用法等の概要について御説明するものでございます。

さらに1ページおめくりください。洋上風力発電導入の意義でございますけれども、洋上風力発電は、大きく3つの意義がございます。1つ目は、大量導入が可能であるということ、2つ目は、コスト低減が可能であるということ、3つ目は、地域を含めた経済波及効果が期待されるということでございます。

下の左側を御覧いただければと思いますけれども、大量導入でございますが、欧州を中心に世界で導入の拡大が進んでおります。下の表にありますように、イギリス、ドイツ、デンマーク、ベルギー、オランダといったような国々で導入が進んでございます。それから、コスト低減でございます。真ん中の②ですけれども、先行する欧州では、落札額が1

kWh 当たり 10 円を切るような事例が出てきている、それから風車の大型化などを通じてコスト低減が進展しているといったことが挙げられます。続きまして、一番右側でございます。経済波及効果でございます。洋上風力発電設備は、部品数が多く、これは数万点に及びますけれども、また、事業規模も数千億円に至るという場合もありまして、関連産業への波及効果が大きく、地域活性化にも寄与するというふうに考えてございます。

続きまして、4 ページ目をお開きください。このような今御説明しました観点を踏まえまして、一昨年、2020 年に国と、それから産業界で官民協議会を開催いたしました。2020 年 12 月 15 日に、洋上風力産業ビジョンというものをとりまとめております。

洋上風力発電の意義と課題でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、大量導入、コスト低減、経済波及効果が期待され、再エネの主力電源化に向けた切り札というふうに捉えております。欧州を中心に全世界で導入が拡大しておりまして、近年は、中国・台湾・韓国を中心にアジア市場の急成長が見込まれております。全世界の導入量ですけれども、2018 年に 23 GW であったものが、2040 年に 24 倍の 562 GW へ増える見込みというものでございます。現状、洋上風力産業の多くは国外に立地をしておりますけれども、日本にも潜在力のあるサプライヤー、部品メーカー等が多数存在しております。

このような点を踏まえまして、ビジョンの中では基本戦略を打ち出しております。大きく 3 つの柱でございます。

左側から 1 つ目ですけれども、魅力的な国内市場の創出でございます。2 つ目が、真ん中ですけれども、投資促進・サプライチェーンの形成、そして右側の 3 つ目、アジア展開も見据えた次世代技術開発、国際連携でございますけれども、まず、魅力的な国内市場の創出としましては、官民の目標設定というところですが、政府による導入目標を明示しております。2030 年までに 1,000 万 kWh、10 GW、2040 年までに 3,000 万から 4,500 万 kWh、30 から 45 GW の案件を形成するというふうにしております。そして、真ん中ですが、投資促進・サプライチェーン形成の観点から、こちらは産業界による目標設定ですが、国内調達比率を 2040 年までに 60% とする。それから、着床式の発電コストを 2030 から 35 年までに、1 kWh 当たり 8 円から 9 円とするという、そういう目標を掲げております。

次の 5 ページ目をお開きください。こちらは、昨年、エネルギー基本計画を閣議決定しましたけれども、エネルギーミックスとの関係について御紹介をしたものです。

左側の電源構成の棒グラフを御覧いただければと思います。2010 年度は再エネ 9%

でしたけれども、2019年度には、再エネが18%に増えております。この内訳でございますけれども、このうち、風力については0.7%でございます。これを2030年度の見通しですけれども、再エネを36から38%程度に増やしていくと。その中で、風力については5%程度ということを見込んでおります。

右側の表を御覧いただければと思います。風力の導入水準でございますけれども、2021年3月では450万kWですけれども、これをミックスのところ、2030年度御覧いただければと思いますけれども、2,360万kWにすると。したがって、導入進捗率でいうと今、約19%というものでございます。

続きまして、6ページ目をお開きください。こちらは再エネ海域利用法の概要でございます。

海域を占有するために、都道府県の条例の許可では通常3から5年というふうに短期であります。したがって、長期のルールが必要であるということで、港湾区域については、港湾法が改正されて2016年7月に施行されています。これを港湾区域以外の一般海域に適用していくということで、2019年4月に再エネ海域利用法を定めまして、対応してきているというものでございます。

再エネ海域利用法施行前の課題が左側でございます。大きく3つございます。1つ目は、海域利用に関する統一ルールがないというものです。都道府県条例の許可が通常3から5年と短期ですので、事業の予見可能性が低く、発電事業者の資金調達が困難であったということが課題でございます。課題の2つ目は、先行利用者との調整枠組みが不明確であったというものです。漁業者等の先行利用者との調整に係る枠組みが存在しなかったというものでございます。3つ目は、高コストというものでございます。

これらの課題に対応するために、右側ですけれども、再エネ海域利用法を施行しまして対応を進めてきております。1つ目の課題については、国が、洋上風力発電事業の実施区域を、促進区域として指定するというものになります。指定された区域において、事業実施者を公募により選定し、選定された事業者は、長期の占有が可能となるという、そういう制度でございます。2つ目の課題については、促進区域の指定に向けて、区域ごとに地元漁業等関係者、国、自治体による協議会を設置し、議論をしていくということでございまして、まさにこの協議会がこれにあたるものでございます。3つ目の課題については、事業者の選定にあたりまして、事業実施内容のみならず、供給価格についても評価をし、選定をします。これによって、競争を促し、コスト低減を図るというものでございます。

続きまして、7ページ目をお開きください。こちらは、参考資料1につけております基本方針に掲げる再エネ海域利用法の目標でございます。

この基本方針には、4つの目標が定められておりまして、まさにこういった協議会の運営、促進区域の指定などの法律の運用の大原則となっております。

まず、1つ目ですけれども、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現というものです。長期間にわたり海域を占有することから、信頼性があり、かつ国民負担抑制のためのコスト競争力のある電源を導入することが重要であるというものです。2つ目は、海洋の多様な利用等との調和でございます。漁業等と共存共栄した海洋再生可能エネルギー発電事業を実現するというものでございます。3つ目は、公平性・公正性・透明性の確保です。コスト低減や先進的な技術開発などの事業者の創意工夫を後押しするため、公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現するというものです。4つ目は、計画的かつ継続的な導入の促進です。洋上風力産業の健全な発展、これを図っていくために、継続的な市場をつくることが重要である。その観点から、計画的かつ継続的な洋上風力発電の促進を図るというものでございます。

続きまして、8ページ目をお開きください。こちらが、案件形成から促進区域の指定、その後の事業者公募までの流れを示したフローチャートになってございます。左側から御覧いただければと思います。

まずは、各地域における案件形成でございますけれども、これは、各都道府県から国に対する情報提供から始まります。情報提供をいただいた区域については、左から2番目の一定の準備段階に進んでいる区域になります。この準備段階に進んでいる区域のうち、左下の枠囲い、有望な区域の要件、この要件に該当する区域については、有望な区域になります。具体的には、促進区域の候補地があること、それから、利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること、あとは、区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれること、これらを満たすと有望な区域になります。したがって、現在の秋田県のこちらの区域、男鹿市、潟上市及び秋田市沖については、ここに該当しております。有望な区域になりますと、右下の枠を見ていただければと思いますが、協議会が設置されます。この協議会において議論がとりまとまりますと、今度は、その区域案について広く公告・縦覧をかけて、あと関係大臣への協議、それから、知事の意見聴取、そういったものを経て、ちょうど右から3つ目にありますけれども、経産大臣・国交大臣による促進区域の指定に至ります。促進区域に指定されますと、経産大臣・国交

大臣による事業者公募の実施、選定された事業者に対しては、一番右側でございますけれども、経産大臣による再エネ特措法の認定、国交大臣による海域の占用許可というものが出されることとなります。

次のスライド、9ページ目を御覧ください。こちらは、促進区域の指定プロセスをより細かくお示したものになっております。

促進区域の指定に向けては、先ほど申し上げましたとおり、都道府県からの情報収集から始まります。それを踏まえまして、有望な区域を整理した上で、協議会における調整、国による詳細調査を進めていくということになります。

①にありますように、国による既知情報の収集でございます。Aと書かれておりますけれども、都道府県からの情報収集を最初にいたします。ここで有望な区域の選定のための情報収集が行われます。その上で、②と黄色になっておりますけれども、国のほうで第三者委員会を開きまして、その意見も踏まえて有望な区域を選定いたします。さらに、今度は③にありますように、協議会が設置されて、促進区域の指定について協議がなされ、⑤にありますように、利害関係者を含めて促進区域案についての合意がなされるということになります。これが、まさにこの協議会のプロセスにあたるものでございます。さらに協議会でとりまとまりますと、⑥にありますように、第三者委員会において、また、国のほうで促進区域の基準への適合性評価をいたします。その上で、促進区域案を決定するということとなります。さらに、今度は緑のところですが、促進区域案について公告し、意見聴取を行い、それから関係行政機関の長への協議、都道府県知事・協議会の意見を聴取した上で促進区域として指定されるという、そういう流れになってございます。

続きまして、10ページ目をお開きください。こちらが、再エネ海域利用法の施行等、各区域の現在の状況をお示したものになっております。

下に日本地図がありますけれども、その右隣の表を御覧ください。現在促進区域については、①長崎県五島市沖から⑤秋田県八峰町・能代市沖までの5区域でございます。それから、有望な区域については、⑥長崎県西海市江島沖から⑩千葉県いすみ市沖までの7区域でございます。そして、一定の準備段階に進んでいる区域ですが、⑬から⑳の10区域でございます。この中で下線を付しているところが、ちょうど今年度新たに追加された区域になっております。

続きまして、11ページ目をお開きください。こちらが、促進区域の指定基準の概要でございます。

再エネ海域利用法の第8条第1項に促進区域の指定基準、これを示しております。第1号から第6号までの基準が定められております。実際の促進区域の指定にあたりましては、これらの各号の基準を総合的に判断しまして、洋上風力発電に適した区域を選定していくということになります。

促進区域の指定基準、点線枠囲いの中ですけれども、まず、第1号でございます。自然的条件と出力の量です。気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込まれること。第2号が、航路等への影響です。当該区域及びその周辺、航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく発電設備を適切に配置することが可能であること。第3号が、港湾との一体的な利用です。発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関して、当該区域と当該区域外の港湾とを一体的に利用することが可能であることです。第4号が、システムの確保です。発電設備と電線路との電気的な接続が適切に確保されることが見込まれることです。第5号が、漁業への支障です。漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることでございます。第6号が、ほかの法律における海域及び水域との重複です。漁港の区域ですとか、それから港湾区域、あとは海岸保全区域等と重複しないことというのが第6号でございます。

続きまして、12ページ目をお開きください。こちらは、促進区域指定後の事業者の公募プロセスにあたります。

促進区域として指定した後の話になりますけれども、こちらについては、本日の参考資料3につけております占用公募制度の運用指針に基づきまして、国のまさに公募要領にあたる公募占用指針というものを国のほうで作成をしていきます。こちらは3つの項目で構成されます。評価基準、それから、供給価格の上限額、それから、その他の事項ということです。

評価基準については、関係都道府県知事と学識経験者への意見聴取、それから供給価格上限については、外部委員で構成されます調達価格等算定委員会への意見聴取、これらを踏まえまして、公募占用指針というものが決定されます。さらに、まさに協議会でとりまとめられた内容もこの公募占用指針に組み込まれて、公募をされていくという流れになります。

公募が開始されますと、事業者から今度は国のほうに、提案書にあたります公募占用計画が提出されます。第一段階とありますように公募占用計画を審査し、さらに評価し、そして評価の際には、そこの緑にありますように、地域との調整ですとか地域経済等への波

及効果について、各都道府県知事からの意見聴取をいたします。いただいた御意見については、最大限尊重する形で第三者委員会において評価し、最終的に事業者選定に至るというそういう流れでございます。

13ページ目をお開きください。こちらは、公募占用計画評価の全体像をお示したものでございます。

下の表にありますように、供給価格について120点、供給価格のみならず、事業実現性に関する要素として120点、これについては、事業の実施能力、それから地域との調整、地域経済等への波及効果というもので構成をされています。地域との調整、経済等への波及効果について、都道府県知事から、各提案者の提案書についての意見を参考聴取した上で、最大限それを尊重して、第三者委員会において評価し、最終的に、経産大臣、国土交通大臣による評価という流れになっております。

続きまして、14ページ目をお開きいただければと思います。こちらは、促進区域内海域の占用についてでございます。こちらについては、国土交通省のほうからよろしく願いいたします。

○野口所長

それでは、14ページ、促進区域内海域の占用の許可について説明いたします。

促進区域に指定された海域のことを促進区域内海域と定義しております。この海域で占有を行うには、国土交通大臣の許可が必要となり、この海域の占有を許可するにあたり、公募により選定された事業者が設置するまでに本協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ることを当該許可の条件となります。

次に、占有許可の対象とならない行為、難しい言い方ですが、許可申請が必要のない行為という形です。漁業に関する行為は、基本的に一時的なものであり、占有許可を受けることは必要としません。この漁業に関する行為には、漁網等の設置も含まれ、養殖の用に供されるものであっても、容易に移動可能なものや定置網も対象となります。ただし、固定された漁業用の工作物及び漁礁の設置については占有許可の対象となり得ます。

なお、占有許可が必要であるかどうかにつきましては、個別に御相談いただければと思います。

次に、占有料ですが、占有料につきましては、発電設備の投影面積及びケーブル等の長さに基づき算定されることとなります。

説明は以上になります。

○石井室長

続きまして、今般の協議会ということで、16ページ目をお開きいただければと思います。この協議会の法律上の位置付け、それから閣議決定されております基本方針上の位置付けについて、こちらでお示ししております。

まず、協議会ですけれども、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定、それから、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関して必要な協議を行うための協議会を組織することができるとされております。それから、協議が調った事項、まさにとりまとめですけれども、これについては、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないというものでございます。

協議会の基本方針上の位置付けでございます。発電事業は、長期的かつ大規模に海域を利用することになりますので、海域の先行利用者に大きな影響を与える可能性があるため、関係市町村の長、それから、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者、その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要があるというふうになっております。このため、協議会の運営にあたりましては、海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、地域・利害関係者から提出された意見について十分に配慮すると。それから、経産大臣及び国交大臣は、漁業・地域との協調のあり方について、協議会での協議が調った意見、とりまとめですけれども、これについては、その内容を公募占用指針に反映することにより、その協議の結果を尊重することとするというふうにされております。この下、事業者がこれは選定された後でございますけれども、経産大臣、国交大臣、関係都道府県知事は、現地工事の着手等、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施における主要なタイミングごとに協議会等を適時設けることとすると。それから、最後ですけれども、透明性確保や地域との連携を促進するなどの観点から、協議会は原則として公開で行うというふうにしております。

次の17ページ目をお開きください。こちらは、他の区域の協議会の開催・運営状況等をまとめたものでございますけれども、促進区域指定ガイドライン、これにおいて協議会における協議、それから情報共有事項というものを整理しております。その①、②、③に書かれているものですが、協議会では、促進区域の指定についての利害関係者との調整、それから、発電事業者の公募に当たっての留意点、あとは、発電事業に係る工事

等に当たっての必要な協議、情報共有などというものでございます。それから、※印にありますように、事業者の選定後に協議会において議論と書いておりますけれども、先ほども申し上げましたように、協議会は、将来促進区域になった後、そして、発電事業者が決まった後も続いていきます。協議会の構成員に発電事業者も入りまして、そこで議論を重ねていくということになります。これまでの他の協議会では、地域や漁業との共存共栄のための留意事項、それから、洋上風力発電設備などの設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項、環境配慮事項について、構成員からいただいた意見をとりまとめて、各協議会のとりまとめをつくっています。

各協議会のとりまとめの骨子を下にお示ししております。ただ、とりまとめ内容は、各地域ごとに実情がありますので、それに応じて異なっておりますけれども、全体を通して大体この4つの柱で構成をしております。

1つ目は全体理念です。選定事業者は、地元自治体とも連携して新たな産業、雇用、観光資源の創出など、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域の利用を行う場合には、海域の利用を了承するといったものです。

2つ目の柱は、地域や漁業との共存です。地域や漁業との協調を目的とした基金を設立し、選定事業者は当該基金に出捐する。選定事業者は、関係漁業者、学識経験者などの意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。それから、地場産業との連携などに関して、地元自治体が講じる施策について合理的な範囲で協力を行うといったような内容がこちらには盛り込まれております。

3つ目の柱は、洋上風力発電設備などの設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項になっています。発電設備の設置位置の検討ですとか事前調査、それから建設工事、事業の実施にあたって、関係漁業者や船舶運航事業者などの先行利用者への影響が考えられるので、各段階で、選定事業者は事前に丁寧な説明・協議を実施し、発電設備周辺の船舶の運航ルールを設定すると。それから、選定事業者は、発電設備などの事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないように、必要な措置を取ることといったようなものが盛り込まれております。

4つ目の最後の柱は、環境配慮事項でございます。ここでは、環境影響評価法、その他関係法令に基づいて、洋上風力発電事業に係る環境影響評価を適切に実施する、それから、地域住民に対する丁寧な説明、世界遺産や国定公園の眺望への配慮を行うといったような

ことが盛り込まれております。

他の区域のとりまとめの概要は、この後19ページから23ページにお示しをしております。あわせて、とりまとめの本文そのものは、参考資料4につけております。

続きまして、18ページ目をお開きいただければと思います。これまで御説明した中で、漁業等との協調・共生について、関連する内容、プロセスをまとめたものがこちらでございます。

基本方針で定めております公平性・公正性・透明性の確保による適切な競争性の確保、それから、漁業等との共存共栄、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現といった、こういった原則を踏まえまして、ここでお示ししています流れで検討を進めていくことになっております。

まず1つ目は、協議会の開催でございます。まさにこの協議会がこちらに当たりますけれども、この中では、促進区域の指定にあたっての利害関係者との調整、公募にあたっての留意点などについて協議をするというものです。具体的には、促進区域の位置ですとか規模、工事時期、手法、漁業協調・漁業影響調査のあり方などがございます。協議会で協議が調った公募条件に関する意見、まさにとりまとめですけれども、こちらについては、公募占用指針に反映をしていきます。協議会の構成員もその結果を尊重するというふうにされております。協議会は原則として公開で開催することになります。

それから、促進区域が指定されるわけですけれども、指定基準の一つとして、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることというものが位置付けられております。

その後、公募占用指針の策定でございます。公募占用指針については、協議会で協議が調った事項、とりまとめについて占用指針に記載をし、とりまとめそのものが公募要領に組み込まれるような形になります。

その上で公募がなされます。公募がなされますと、事業者は国の提示した公募占用指針を踏まえて計画を提出することになります。

事業者の選定プロセスにおいては、漁業協調策も含めた地域との調整などの波及効果、これも評価項目の一つになっております。その評価にあたりましては、都道府県知事から御意見を聴取し、最大限尊重する形で評価を行ってまいります。

そして最後、事業計画の認定、占用許可でございます。選定された事業者は協議会の構成員になります。占用許可ですけれども、選定事業者が関係漁業者、協議会構成員の了解を得ることが条件となっております。

この後、19ページ目以降は参考で、他の区域の協議会のとりまとめをお示したのになっております。

続きまして、資料5を御覧いただければと思います。資料5、秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖区域の概要図でございます。

まず、1枚おめくりをいただきまして、こちらは図集となっておりますけれども、位置図でございます。こちらは、秋田県から情報提供いただいたものを基に作成したものでございますけれども、この区域で確保されている系統規模は約21万kWとなっております。有望な区域については、そちらでお示ししておりますエリアの中から海岸保全区域を除く海域というふうになっております。

続きまして、次のページ、自然的条件、風況でございます。このエリアの風況については、色分けしておりますけれども、おおむね7から7.5メートル毎秒というものにあたっております。

続きまして、自然的条件の水深でございます。水深については、水深30メートルというラインの内側に入っております。

そして、船舶通航量でございます。船舶通航量については、こちら色分けしておりますけれども、このような形になっております。

そして、最後ですけれども、港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、それから低潮線保全区域でございますけれども、このような形になっております。低潮線保全区域は、この区域近辺には設定されていないというものでございます。

以上、資料4について御説明をいたしました。以上でございます。

○中村座長

ありがとうございました。

それでは、構成員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと考えております。基本的には全員の方から意見をいただきたいと思っておりますので、順次御指名させていただきます。

まずは、秋田会場から指名させていただきますが、最も直接の影響があると思われる潟上市様はいかがでしょうか。

○鈴木市長

潟上市のほうから、大きく分けて3点、お話しさせていただきたいと思っております。

まず1点目が、電波障害についてです。御存じのとおり、潟上本市の沿岸の陸上には、30基以上の風車が建設されておりまして、この建設後に、非常に広範囲にわたって電波障害が発生しております。2年近く経過した現在も、事業者による個別対応が続いていることに鑑みまして、法定協議会の場においても、専門家の技術的見解を踏まえた様々な意見などを取り入れながら、しっかりと議論していただければと思っております。また、直接の対応の関係で、万が一、電波障害等が発生した場合には、事業者が迅速に住民説明を行って、改善に向けた対応に努めていただく旨をぜひ協議会意見とりまとめにも明記していただければと思うのが、まず1点目です。

2点目につきましては、漁業への影響に関してです。共同漁業権内に20を超える定置網が設置されているほか、刺し網漁など、県内の他地域と比べましても、非常に漁業が盛んな地域となっております。また、イワガキなどの貝類もたくさん採れる海域でありまして、このような恵まれた環境を維持して漁業との共存が図られるよう、漁業影響については、この協議会の中でしっかりとこれもまた議論していただきたいと思っております。地元漁業者の方々は、風車建設の影響による生息環境の変化などについても大変心配しておりますので、専門家の意見等も聴取しながら、十分な議論が行われることを期待しております。

次に3点目になりますけど、地域への貢献に関してです。地域貢献については、地元企業の活用による経済効果や新たな関連産業の誘致、雇用創出、児童生徒や住民への学習機会の提供などを本市としても期待しております。また、災害発生時や停電時に、非常に風の強い地域でもありますので、停電なども多発する地域でありまして、この際の電力の優先的な供給についてもぜひ検討していただきたいと考えております。あと、併せて先行3地域の協議会、意見とりまとめにも明記されておりますけれども、基金の設置について、その用途や運用方法についても本協議会において議論していただきたいなと思います。そしてまた、昨今も第1ラウンドのほうで、選定事業者、由利本荘市とで決まっておりますけれども、売電価格の0.5%という方針によっては、その価格自体が下がったことによる見込んでいた額が入らないという状況の話を伺ったりもしておりまして、この点については、ぜひ0.5%にこだわらずに、非常にそういった見込みが大幅にぶれないような、そういった部分も踏まえて検討していただければと思います。

以上、潟上市からは、この3点について意見を述べさせていただきます。

○中村座長

ありがとうございました。

せっかくですから、私から少し言わせていただきますが、まず、電波障害については、おっしゃるとおりだと思うんです。多くの方が心配されていると思います。たしか、第1ラウンドのときでも、専門家に来ていただいていろいろ説明をしていただきましたが、かなり自然環境にも影響される微妙な問題だなと私は思いましたが、どうでしょうか、次回にもう一度電波障害に関する専門家に来ていただいて、事前に知識を得るということにしたいと思いますが、事務局のほう、よろしいでしょうか、お願いして。

○石井室長

聞こえておりますでしょうか。

○中村座長

はい、聞こえています。

○石井室長

すみません、まとめて後ほどコメントさせていただこうと思いますけれども、電波障害ですとか、漁業影響の話は、外部の専門家の方にもお越しいただくなどして、第2回目以降にお話をいただくという形にしたいと思います。ありがとうございます。

○中村座長

ありがとうございます。

あと、指摘していただいたこと、様々な問題があると思うんですね。それで、0.5%の件なんですけど、実は0.5%に関しては以前からいろいろ議論がありまして、当然、我々秋田県の間人としては、もっと大きいほうありがたいですよ。ただそうだとすると、事業者には負担をかけます。そうすると、発電単価が下がらない。その差額は国民負担になるわけですから、ここら辺が非常に難しいところがございます。地域としては、もっと欲しい、もっと上げてくれとか、0.5%にかかわらず、ある一定想定していた額が欲しいというのは気持ちは分かるんですが、これについては少し簡単には結論で出せないと思いますので、また、秋田県のほうや事務局と相談して、少しこれは次回以降議論する必要がある

と私は考えております。あと、その用途ですよ。ただ、これに関しても、以前はあまり議論してこなかったんですが、基本的には、柔軟に対応すべきだと思うんですよ。漁業に影響がある、それだったら漁業に多くつぎ込むべきだし、そうでないならばまた別の使い方があると思います。とにかく柔軟に対応する、協議会で決めればいいわけですから、柔軟に対応するというのは基本的な発想で、ただ、それでいいかどうかはまた別途議論していただきたいと思います。

重要な指摘をいただきまして、どうもありがとうございました。次回以降、それにつきましては、十分な検討をしたいと考えております。

続きまして、これも影響が深いであろう男鹿市様、いかがでしょうか。

○菅原市長

男鹿市長です。

まず、男鹿は観光の市ですから、何とか景観に影響がない、支障がないような、そういう建設の事業の仕方をしていただきたいということです。

そして、潟上市と同じで、やっぱり漁業への影響を心配しております。何とか持続可能な漁業ができるように、しっかりした漁業影響の調査と漁業の発展の支援をお願いしたいと思います。

それから地域貢献の面では、男鹿は船川港という天然の漁港を抱えています。何とかこの港を洋上風力発電の補完港として利活用していただきたいと、そのことをお願いしたいと思います。

特にそのぐらいですね。よろしくどうかお願いします。

○中村座長

ありがとうございました。

事務局におきましては、それは記録に残していただきたいと思います。特にこの地域でしたらば、船川港が一番近いわけですから、それを有効に活用するというのは非常に重要なことだと思います。

あと風車の景観についてはいろいろ議論がございますが、場合によっては、これは観光資源にもなり得るものですから、船に乗って風車を見て、その後入道崎を回って男鹿温泉に泊まるとか、そういうことも期待できるんじゃないかと思います。また、あの辺り、男

鹿で花火大会もありますから、それと何かうまいことミックスできないかなと個人的にはいつも思っているんですが、それにつきましても、今後、熱心に議論する必要があるのではないかと思います。どうも重要な御指摘、ありがとうございました。

次、参ります。秋田市様はいかがでしょう。

○黒澤環境部長

秋田市でございます。本市からは2点お話しさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、潟上市の鈴木市長も触れられておりましたが、地域経済の振興についてでございます。先ほどの御説明の中にもございましたが、洋上風力発電設備の導入の意義として、経済波及効果が高いということで、私どもも非常に期待しているところでございます。事業者の選定にあたりましては、地域経済の振興や地元雇用の創出といった地域貢献策が講じられるよう、御留意していただきたいということを本市としてもお願いしたいと思っております。

2点目は、洋上風力建設時の留意事項についてでございます。洋上風力の建設にあたりましては、先行事例として、能代港、秋田港での建設工事がございました。その中で、基礎工の打設音、いわゆるモノパイルの杭打ちの音ですが、このことについて、建設時に市民の方々から問合せや苦情が寄せられたほか、秋田市議会の本会議でも、これは問題ではないかというふうに取り上げられたという経緯がございます。こうしたことを踏まえまして、本協議会におかれましては、洋上風力発電設備の建設にあたり、工事内容やスケジュール等について、地域住民に対して十分に周知したり、特に打設音に関する工事については、工事の時間、朝や夜は避けるといった配慮を十分にさせていただくよう御留意いただくようお願い申し上げます。

秋田市からは以上です。

○中村座長

ありがとうございました。

これも極めて重要な御指摘だと思います。ちなみに、資料4の19ページを見ていただければ分かると思うんですが、八峰町及び能代市沖における協議会の際につきましても、モノパイル音については非常に問題だという議論になりまして、資料4の19ページの(4)のところに記載がございます。これは、今回もつけるべきではないかと考えております。

特にここに書いてあるように、丁寧な説明、協議ですよね。一体これは何の音だと思うと、やはり必要以上に頭にくるわけですから、事前の説明など、そのようなことを十分にやってほしいというようなことは記載すべきだと考えておりますので、それは協議会のとりまとめには反映させたいと思います。どうも御指摘ありがとうございます。

続きまして、県漁協の方からお願いしたいと思いますが、まず、最初は組合長の代理、工藤理事からございますか。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

それでは、18ページに関連して、2点ほどの質問なり意見を申し上げたいと思います。

まず、枠の上から2つ目、促進区域指定の基準の一つとして、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることというふうにございます。それで、ガイドライン、今日の資料にもございますけれども、そちらを見ますと、漁業への支障がないことというのは、協調・共生策、そちらとの兼ね合いを見てというような記載になっておりますので、現実問題として、そこで漁業をやっているからには影響がないということはありません。言わばバランスの関係だと思わすけれども、実際、漁場というのは、今回の有望な区域の海域全て同じ条件で成立しているものではございません。そのエリアそのエリアによって、ポイントポイントによって、漁場の重要度が異なってくるということになりますので、実際、協調策とのバランスを考慮するという話になれば、風車がどの位置に建設されるのか、その事業者の事業計画が見えてこないという影響の度合いが分からないというのが実態だと思います。ということは、あらかじめ事業計画が提示されない段階で、このくらいの影響があるからこういう協調・共生策をお願いしますということにはちょっと現実的じゃないなというふうに考えています。そういう点から考えれば、これは先ほど座長がおっしゃいましたように、協議会意見について、0.5%という事例が本県の場合、先行しているわけなんですけれども、そこに具体的な数値を入れるのは難しいんじゃないかということになりますと、これも先の話になるんですけども、2回目以降の話になると思うんですが、銚子の意見のような感じで、基金を設置することというようなこと、文章が、この協議会の現時点での意見としては妥当なんじゃないかなと、現時点では考えております。

それともう1点、同じページの一番下の枠なんですけども、事業計画の認定、占用許可とありまして、そこに選定事業者が協議会構成員になりますよと。占用許可は、協議会の構成

員の関係漁業者の了解を得なさいよというふうになっているんですが、ここの部分と協議会とどういう関連があるのかと。事業計画の認定というのは、これは国が認定する話でございますし、占用許可というのは、漁協が同意をするというようなものですので、協議会として、認定とか占用許可に何らかの関わりを持つのかどうか、そこについてどういう状況なのか、それを教えていただきたいと思います。

以上です。

○中村座長

ありがとうございました。

事務局のほうからどうでしょうか、今の質問に対して。

○石井室長

経済産業省でございます。

今、いただいた御質問、占用許可の選定事業者が関係漁業者の了解を得ることが条件のところですけども、こちらは、すみません、占用許可を与える国土交通省のほうから補足説明よろしいですか。お願いします。

○野口所長

国土交通省の野口でございます。

まず、占用の前に、先ほどの工藤様から言われたように、情報が分かってないのにどういった影響があるかも分からないと、その中でどう対応したらいいか分からないというお話がありましたが、できるだけこういったことを漁業協調策、共生策として実施していきたいというお話があるのであれば、公募占用指針に向けたとりまとめの中にそういったものをきちっとまず記載していくということが可能ですので、その中で、ひとつ対応できると思います。

それから、最後の占用の前の了解を得ることが条件ということですけども、これにつきましては、協議会とは別途、対応する場を設けて、その中で了解を得ていくということが一番効率的だと思っておりますので、そういった対応で進めていければと思っております。

○中村座長

いかがでしょうか。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

今の御回答ですと、要は占用許可への同意というのは、協議会とは関係なく、漁協が単独で同意するというような理解でよろしいのでしょうか。一応、一応って言ったら変ですが、法律上のルールとして、構成員は協議会の意向に従わなきゃいけないわけですので、協議会で同意しましょうと、例えばこの計画でいいですよという話がされた場合、その構成員である我々は、もう、はいと言わざるを得ないというようなことになりますので、その協議会として占用許可にどのような関わりを持つのか、そこを明らかにしていただきたいということなんです。

○野口所長

事業者が決定された後に、事業者からの計画がきちっとまとまってまいります。これにつきまして、まず協議会で報告する場というものがございます。それが、事業者が加わった後の最初の協議会になりますが、その協議会の中で、概ねの考え方が出てまいりますので、そこで発言する機会はあるかと思えます。

○中村座長

工藤さんはいかがでしょうか。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

言う機会というのは、例えば事業計画というのは、公募占用指針なんかを見ますと、設置位置も全部書くようにというふうになっていますので、ピンポイントでここに建てますよというような計画になっていると思うんですけども、それを選定事業者の方が参加した協議会の中で提示といいますか、説明をいただくということになると思いますが、その席でここは具合悪いよ、ここは同意出せませんよというような話をしろということなんですか。

○野口所長

そのような方法もできますし、それ以前に事業者が漁業者に説明をしますので、その段階で調整することは可能だというふうに考えています。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

だから、何て言いますか、最終的にはその協議会の席で説明して、協議会で了解をもらって、それに従って私どもが、漁協が同意を出すというルールなのか、それとも、協議会とは全く別の形で我々が同意書を出すということなのか、そこについてどちらなのか教えていただきたいということなんですけども。

○野口所長

今後の形になるので、変わる可能性もありますが、まず、協議会で事業者が出した計画について議論をするという形になります。その中で、漁業者との調整の結果、ここは変えなきゃいけませんねとか、変えるべきであるという意見が出ましたら、それも変更していただくという形を協議会の場で、もう一度協議会を開いて、そこで認定して、そういう形になろうかと思えます。それが調った段階で初めて占用許可と、こういう段取りになります。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

よろしいですか。すみません、今の御発言で、協議会で認定するという話なんですけれども、事業計画の認定というのは協議会が行うものなんですか。公募占用指針なんかを見ると、事業者選定後の手続の中で、国のほうで認定するというふうに書かれていたと思ったんですが。

○野口所長

失礼しました。先ほどの認定ではなくて、最初に事業者が入った協議会で説明していただいてです。説明した後に事業者との調整を図って、それで変更があればその都度対応していくと。そういったものが調った段階で、協議会へ同意を得て、そしてその後占用許可になると、そういった流れになります。だから、機会は十分にあるというふうには考えております。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

まず、いずれかなり先の話になると思いますので、この同意に関しては。

○野口所長

そうですね、これから数年間の計画ですので。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

これから事業者が決まって、事業計画が提示されてという話ですから。協議会で同意するという今の御発言についてもちょっと納得いかない部分がありますけども、そこは改めて。

○野口所長

第1ラウンドの先行事業者のほうで、先行してこの手続を開始されますので、その流れを見て検討を進めていきたいと思います。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

分かりました。

○中村座長

よろしいでしょうか。

何しろこれはまだ実施されていないです。ただ確実に言えることは、一方的に決められたら困るというのは間違いないと思うんですよ。いろいろ議論があり、この場で、例えばこの計画はやめてくれとか、ここに魚礁があるからここは抜いてくれとか、そういう要望を言う機会は幾らでもあると思います。ないと、協議会の意味はありませんから。そこで議論して、この場所はちょっとまずいから変えてくれとかということが十分言えると思いますので、その際にはよろしく願いいたします。ということだと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

すみません、くどいんですけれども、いずれ選定事業者が決まってからの協議会で何を

協議するのかと。その辺をこの後明らかにしていただきたいなと思っています。今のお話ですと、事業者の計画自体について、協議会でああだこうだという話まで議論するのかわか、そこが今の規程なんかでも明らかになっていない部分だと思いますので。

○中村座長

よろしいでしょうか。ただそれに関しては、どうしても具合が悪い場合には協議会で変更を要求できると私は理解していたんですが、違いますか。

○石井室長

経済産業省の石井ですけど、よろしいでしょうか。

○中村座長

お願いします。

○石井室長

占用許可の話とは別に一般的なお話として、選定事業者が決まった後、協議会の構成員に加わっていただいて、そこで何をやっていくかということですが、協議会としては、まさにとりまとめをあらかじめやっているわけですね。とりまとめの中では、発電事業者に対して求める内容、その中には地元、それから漁業者との協調・共生策についても当然書かれていますし、あとは、発電事業を進めていくにあたっての留意事項、建設の進め方ですとか、そういった施工に関するような話も書かれております。これらがしっかりとりまとめの内容に沿って実施されていくかということを担保する、その確認を行うことが極めて重要です。それを選定事業者が決まった後、協議会の構成員に選定事業者がなり、実施をしっかり求めていく、その実施がしっかりなされているかの確認を皆で行っていく、当然国も入っていきます。それを進めていくのが、選定事業者が決まった後の協議会の役割の一つだというふうに考えております。

○中村座長

ありがとうございました。

工藤さん、いかがでしょうか。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

この際だから言わせてもらいますけども、実際の事業計画で、ここに設置しますよというそのポイントに関しましては、おそらくきっちりボーリング調査等やって、地盤調査が終わった事業者であれば、そのポイントを設定できると思うんですけども、それをやってない事業者に関しては、そのポイントというのがおそらくずれると思うんですよ、異なってくると思うんですよ。ここを計画したけども地盤がよくなって別のところにしますよと。そういう場合は、計画の変更という手続の中でやっていくかと思うんですけども、その辺りがどうなんですかね、事業計画そのものに対して協議会が、ここが具合悪いからこっちにしてくださいよという話ができるのか、それとも今説明がありましたように、とりまとめ意見に沿って事業が進められているのかどうか、それを確認していくのが協議会の仕事ですよという話なのか。計画について議論するのか、それとも、出来上がった計画でそれを実行するにあたって、とりまとめ意見に沿っているのかどうかというふうなところを見ていくのか。そこの協議会としての役割がちょっとはっきりしていない部分があるのかなと思いましたけれども。

○中村座長

協議会のとりまとめには、例えば漁業との共存とか共栄とかという言葉が出てきますよね。そこに造られたらば共存共栄が難しくなるということでしたらば、協議会のとりまとめに沿って行われていないと判断すべきだと思うんですよ。そういう場合には、協議会のとりまとめに沿って共存共栄を図っていただきたい、それだったらばその場所はちょっとまずいでしょうとかいう議論はあり得るのではないかと私は思います。何しろ漁業関係者の方は、風車よりも先に仕事をしているわけですから。だから、やはり他人のうちに土足で上がり込むようなまねははすべきではないと思うんですよ。だから、それは当然協議会で、あなたの計画では漁業との共存共栄は守られておりません、だったら計画を変えてくださいということは当然言うべきだと私は思っていますが、違いますか、事務局の方、意見いただければ。

○石井室長

経済産業省でございます。ありがとうございます。

まさに協議会のとりまとめの内容、この内容をどう書いていくかによると思うんですけ

れども、その内容の中で、ある程度解釈の余地があったりとか、書かれた範囲の中で事業者側である程度動かし得るものがあるような、そのような協議会のとりまとめがなされるのであれば、協議会を開催した中で選定事業者と協議会の構成員の方々と協議をしながら、この位置はやめましょうとか、この位置にしましょうといったような議論がなされていくことになると思います。一方で、ここには建てないようにしますというのを特定してしっかりと書かれるとりまとめとするのであれば、それを満たすような提案を事業者にはしっかりと出していただく。つまり、一意に定まるような工事計画になるということだと思っています。したがって、協議会のとりまとめの中で、これから議論になりますけれども、どのように設置位置を含めて書いていくかということ次第だと思っています。

○中村座長

ありがとうございました。

それでよろしいでしょうか。これからの議論だと思いますが、ありがとうございます。熱心な議論ありがとうございました。

続きまして、副組合長、船川地区運営委員長の菅原様、よろしくお願いいたします。

○菅原副組合長・船川地区運営委員長

菅原です。

単純なんですけども、漁業者の立場から申し上げたいと思います。今、漁業者は、洋上風力について一番不安になっているのが、簡単な質問なんですけども、漁業に影響があるかないか、あるならばどれだけの影響があるのか、その辺を知りたいのが本心なんです。この場で今、あるとかないとか、どのぐらいの影響があるとかというのは言えないとは思いますが、その辺ちょっと協議会のほうで前例とか何かないんですか、その辺も教えていただきたいということと、最近、秋田県の魚でありますハタハタが、この2年ぐらいですか、大変不漁になっております。それで、今は設置場所、ハタハタが南から来るほうと北のほうから来るほうの2通りあるんですけど、南から来るほうの行路です。これ以上ハタハタがなくなると、もう漁師さんはやっていけない。ハタハタだけじゃないんですけど、ほかの魚も。この辺をぜひ調査なり協議なりしていただければと。漁業者が共存共栄できるように、納得のできるような何か出していただければと思うんですけども。

それからもう一つ、メンテナンス関係なんですけども、近くに秋田港もあるんですけど

も、船川港というのは避難所というんですか、非常に北西の風が吹くと、北の風が吹くと一番安全な港なんです、船川港というのは。大きなタンカー船なんかも停泊いたしますけれども、台風なんか来れば。ぜひ男鹿の人たちとも共存共栄できるような、船川港を利用していただけるような方向に持って行っていただければなと思うんですけども。

以上です。

○中村座長

ありがとうございました。

最初の漁業に対する影響というのは、私も非常に興味があって、毎回毎回、例えばヨーロッパなどで先行してありますから、そこら辺の情報は入らないかって事務局にお願いしているんですが、いかがでしょうか。少しそこら辺の情報を持っている方に来ていただくということは可能でしょうか。

○石井室長

ありがとうございます。

先ほどお話しいただいた電波への影響、その話と併せて漁業影響についても、海外の事例など、蓄積されているものがありますので、専門の方に第2回以降プレゼンをいただくという形で進めたいと思います。よろしく願いいたします。

○中村座長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

続きまして、理事、天王地区運営委員長の伊藤様、よろしく願いいたします。

○伊藤理事・天王地区運営委員長

先ほど御質問したとおり、それで以上です。

○中村座長

ありがとうございました。

例えば、また、先ほどのことなんですが、資料4の19ページを見ていただきますと、

これは八峰町及び能代市沖のとりまとめなんです、(2)の最初、地域や漁業との信頼関係の構築に努めることという条件をつけてありますよね。だから、地域や漁業を無視して勝手に調査を行う業者でしたらば、そのような業者はこれに矛盾するので選定事業者になりませんよと、そういうことが言えると思うんですよ。だから、これは当然事業者も御存じですから、選定事業者になろうと思ったら、地域や漁業との信頼関係の構築に努めていないと駄目ですから、それである程度はおさえられるのではないかと思います。そして今回も、もしも必要ならば、たぶん必要だと思いますが、このようなとりまとめに記載するというので、いかがでしょうか。あと、事務局から何か意見がありましたらよろしく願います。

○伊藤理事・天王地区運営委員長

はい。ありがとうございます。

○石井室長

ありがとうございます。まさに地元の方々との信頼関係、漁業等との共存共栄が大原則ですので、今、座長御指摘のように、19ページにありますような八峰町及び能代市沖のとりまとめと同じように進めていくということだと思っております。ありがとうございます。

○中村座長

ありがとうございました。

続きまして、仲村様は御欠席ですので、では、脇本地区運営委員長の小玉様、よろしく願います。

○小玉脇本地区運営委員長

私のほうの組合員は、非常に発電機を設置する心配しておりました。なぜかという、魚が低周波によって避けて通るのではないかと、遠回りしてどこかに行く、例えばハタハタも来ないのは、そういうのもやるとまた来なくなるんじゃないかというので非常に心配しております。そして、聞こえてくるのは、いいような話一つもありません。魚が来ないとか、いなくなるとか、寄りつかないとかというような話ばかりで、ちょっといいような、

漁師にとっていいような話もあったら宣伝用にちょっとしてもらえたら助かると思いますけど。ここに漁師と共存共栄とありますので、これを見て私もある程度、ああ、こういうこともやれるんだからどういう方向でやるのかなと思っていますけども、共に生きていくためにはこういうものも必要でないかなと思っています。どうも。

○中村座長

ありがとうございました。

それに関しましては、洋上風力発電等を使って、例えば魚の養殖をするとか、そういう計画もございますので、そちらについて詳しい方にも来ていただくというのはどうでしょうか、事務局のほうから。

○石井室長

経済産業省でございます。

ちょうどオブザーバーで今日、海生研の三浦先生に入らせていただいておりますので、今日は資料ないかと思えますけれども、簡単にその辺りコメントいただくということはいかがでしょうか。

○三浦主幹研究員

どうも、三浦でございます。

洋上風力のプラス効果といったような話でございますでしょうか。

○小玉脇本地区運営委員長

はい。

○中村座長

はい、そのとおりです。

○三浦主幹研究員

協調策のほうは私はあまり詳しくないですけど、1つ、よくプラス効果として言われるのは、魚礁効果ですね。つまりモノパイルのタワーなどを建てますと、その周辺に洗掘

防止用の割石を敷くこととなります。そうすると、そこに新しい生息場ができるために、魚が集まってくると。この事例は、国内外のほとんどの事例で見られております。ですから、そういったところに寄りついた魚などを漁業で利用することが、上手くできれば、プラス効果になると考えられると思います。

ただその辺につきましては、事業者の立入禁止区域の設定とか、そういうこともありますので、事業者とどのように利用ルールを決めるかというところは議論しなければいけないとは思いますが、そういった例はございます。

○中村座長

ありがとうございました。

それでよろしいでしょうか、小玉様。

○小玉脇本地区運営委員長

分かりました。

○中村座長

今、上手にうまくやればっておっしゃったんですが、まさにそのとおりだと思うんですよ。うまくやるやり方とか、そこら辺のノウハウがあったらば、いずれもしも資料に出していただけたらば納得していただけるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○三浦主幹研究員

分かりました。

○中村座長

では、次、参ります。

秋田会場から順番ということで、では、浜岡先生、よろしく願いします。

○浜岡教授

浜岡です。

今回、男鹿市、潟上市、秋田市沖ということで、資料5に示されている有望な区域の場所を見ますと、ちょうど秋田港と船川港の間ということで、両方の港からのアクセスもいい場所で、もし仮にうまく建設が進むとしたら、物事を進めやすい、いい場所なのかなということをまず感じました。それで、質問というか、お願いというか、思ったことは、ここで漁業関係者の方々と多く議論しましたが、うまくそれがパスして実際に建設して運用されるようになったときに、発電される電力というのが、すーっと仙台、もしくは東京というような全国に行くというわけなんですけど、それをもう少し地産地消にできるようなものというのが盛り込めないのかなという気がしました。せっきやく秋田という地域で、ここを含めて、先ほど計算すると1.8GWぐらいの発電ができるわけですから、うまく地元と連携して経済を回せるような仕組み、地元で電気を使うというような仕組みを少し入れるといいのかな。漁業関係者の方との共存というのももちろん大事ですけど、ひいては秋田県との共存というんでしょうか、そういうところも重要ではないかなという気がしますので、何かうまく電気を使う場所、つまり、例えば100というエネルギーが、電気が洋上風力で発生したときに、5は秋田で必ず消費しなきゃいけないよと、そういう仕事を、仕事というか、企業を、工場を持ってこないといけないよというような、そういう枠組みがもしできるといいかなと思ったんですけど、その辺り、御検討いただければと思いました。

関連はちょっとしないかもしれないですけど、資料4の13ページで、この協議会とは別の話かもしれないんですけど、評価のところ、価格と事業実現性に関する要素というのを分けているんですけど、価格というところ、左側ですが、価格だけでなく総発電量というんでしょうか、今回のエリアでいうと21万kWというものなんですけど、事業者さんの工夫によって、それが例えば25になるとか30になるとか、そういうものがもし可能であれば、そこも何か選定する要素として非常に大きいのかなという気もしたんですけど、その辺りというのは含められるのかどうか、これはこの協議会とは別のところかもしれないんですけど、もし御回答できるのであればお願いしたいと思いました。

以上、2つでございます。よろしくお願ひいたします。

○中村座長

ありがとうございました。

まず、前半のコメントですが、前回、簡単にとりまとめには組み込んであります。具体的に言いますと、参考資料4の1ページを御覧ください。秋田県八峰町及び能代市沖にお

ける協議会意見とりまとめで、その次のページの（２）の２つ目のポチです。「選定事業者は、洋上風力発電による電気の地域における活用に関して配慮すること」という記載があります。具体的なことは書いていませんが。

○浜岡教授

これはあまり強くないかと思います。

○中村座長

強くないですか。

○浜岡教授

はい。

○中村座長

具体的には括弧内にありますので、それでとりまとめにはある程度記載がされていると。必要ならば、もっと強く書くべきだということでしたらば、今度のとりまとめに反映させていきたいと思いますので、その際にはよろしくお願いします。

○浜岡教授

必ず入れなさいってわけじゃないですけど、入れてほしいというお願いです。

○中村座長

分かりました。

お願いします。

○齋藤新エネルギー政策統括監

御意見ありがとうございます。

県としましては、今現在、第２期秋田県新エネルギー産業戦略の改訂を行っております。この改訂の中で、洋上風力発電の導入拡大を図ることとしており、また、それに加えて、再生可能エネルギーの活用のための仕組み作りを行っていく計画もございます。先生

もおっしゃられたように、地元でつくられた電気を地元で使ってもらいたいという気持ちも非常にありますので、今現在のFIT制度からいきますと、全て送電線に流すわけですが、その一部でもいいので、今現在、陸上風力、あと水力、いろいろな再生可能エネルギーがありますけども、今回の電力も含めてですけども、何かしら地元で使えるいい方法がないかということは今現在探っているところでございます。先生がおっしゃるように地元の方々に使ってもらいたいという理由もありますし、使ってもらうために県外から企業を誘致したいという気持ちもありますので、それが経済の発展とか雇用拡大につながってきますので、今後戦略の改訂の中で計画しているものを練り上げていって、そういうこともできるように、県としての戦略を立てていきたいと考えております。

○中村座長

潟上市長様、よろしく申し上げます。

○鈴木市長

すみません、浜岡先生のお話に関連してなんですけれども、私も実は地元でつくられた電気もなんですけれども、そういったものをやっぱり地元でも消費するというか、域内で生産されるものにそういった再生可能エネルギーを使っているとかいう付加価値をつけて、例えば国外であるとか県外に売り出していただくとか、そういった制度的な、例えばこういった認証制度か何かがあって、それがついた商品というのはもう潟上なり沖合で作られた電力を使った生産物だと、そういった仕組みもつくれないかなと実は思っていて、ぜひそういったことも検討していただければと思います。

○中村座長

ありがとうございました。

ちょっと県のほうで検討していただければありがたいかなと思います。

あと、浜岡先生の後半の質問でございますが、事務局のほうからございますでしょうか。

○石井室長

すみません、ありがとうございます。経済産業省でございます。

この総発電量のところは、あくまで今の系統確保の状況を見た目安でございます、実

際に提案していただく事業者によって違いがあるものだと見ています。したがって、一律にこの値じゃなきゃ駄目ですよというものではもともとごさいません。

以上です。

○中村座長

ありがとうございました。

では、続きまして、ここに秋田県の方もいらっしゃいますので、まず、新エネ統括監のほうから何かごさいますでしょうか。

○齋藤新エネルギー政策統括監

私のほうから2点ほどお話しさせていただきます。

潟上市長のほうからも話がありましたけれども、電波に関しましては、過去にトラブルの事例がごさいました。県としましても、こういうトラブルが起きないように、今後発電事業者になる方につきましては、地域住民の風力発電に対する理解促進という面もありますので、電波障害に対する対応策も重要と考えています。その辺につきましても、十分御検討いただきたいというふうに考えております。

また、漁業に関しましては、男鹿市、潟上市及び秋田市におきましては、定置網による漁業が盛んだというふうに伺っております。このことを御理解した上で発電事業者に関しましては、しっかりとした漁業共栄策を提案していただきたいというふうに考えております。

簡単でありますので、2点発言させていただきます。

○中村座長

ありがとうございました。

そのことも当然ですが、記録に残して次回以降に反映させたいと思います。

続きまして、港湾技監のほうから何か。

○鮫島港湾技監

秋田県の建設部港湾技監の鮫島です。

私から1点だけです。先ほど秋田市の黒澤部長と同じなんですけれども、今回の港湾区

域内の洋上風力の建設で、やっぱり建設時の発生音が少なからず地域住民に影響を与えるところもありましたので、その発生音への配慮については、今回のとりまとめに入れていただければと思います。

私からは以上です。

○中村座長

ありがとうございました。

それもとりまとめを作成する際に反映させたいと思います。

進行がまずいせいか、大体5時頃だろうと思っていたのに大分時間がたってしまいましたが、ただ熱心な議論をいただくというのは大事なことだと思います。

続きまして、ウェブで参加されている方から発言をいただきたいと思います。

まず、順番からいうと杉本先生いかがでしょうか。

○杉本教授

秋田県立大学の杉本です。

今、いろいろ話をお聞きしてしまして、先ほどの浜岡先生の地元での消費というのにも関係するかもしれないですけども、今、例えば工場や何かだと、サプライチェーンの中で再生可能エネルギー電力をもう100%にしろとか、結構そういうところを求めてくる、求められるというような状況が今非常に強くなっているとか、そんな話を聞きますので、例えば洋上風力で発生させた電力を地元の企業に積極的に使ってもらえるような、そういう振興策か何かをやって、そういうサプライチェーンの中で強みにしていけるような、そういうような何か策でもできたらいいのかなというのを聞いていて先ほど思ったんですけども。

話はちょっと変わって、質問といいますか、例えばこの協議会の、資料18ページのところにも書いてありますけど、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現ということで、事業者のほうは複数の事業者が競争で計画を出してきて、その中で一番いいのが選定されるということなんですけれども、ただ、実際に事業をやることになったときに、例えば実現がちょっときつとかなった場合に、そういうことをこの計画とのずれといいますか、そういうことが起きたときに改善策というか、そういうことは国のほうでチェックとかするのかなというのが1つ思いました。というのも、例えば計画どおりに発電ができなくて

売電収入が落ちれば、地元の地域貢献の基金の出捐金や何かに当然影響してくるわけですので、計画性、計画の実現性についてちゃんと担保されているのかというのが気になったのと、あともう1点、事業計画は期間が30年と非常に長いですので、先ほどのお話にもありましたけれども、現段階では21万kWという発電量というのは決まっているんですけども、将来的にひょっとしたら、もっと風車の本数を増やしてもっと発電するようになりたいといったように、そういう計画の変更の柔軟性といいますか、そういうところは、協議会の話とは関係があるかどうかというのは分からないですけれども、計画の柔軟性についてはどのようになっているのかなというのをちょっと今疑問に思っているところです。

以上です。

○中村座長

ありがとうございました。

これにつきましては、事務局のほうから説明、何か意見ございますでしょうか。

○石井室長

ありがとうございます。経済産業省でございます。

今、先生から御指摘いただいた点ですけれども、そもそも事業実現性のない事業者は、いかなる供給価格であったとしてもこれは失格となる、そういう採点方式を取っております。したがって、供給価格の多寡にかかわらず、そういった事業者は落ちるといって、そういう評価方法でございます。先ほども御説明しましたとおり、選定された事業者は、今後各協議会の構成員に加わって共生策の実施状況を含めて、それをしっかり協議会構成員の方々に確認をし、監督をしていくという形になります。加えて、年1回国に対する報告義務も課されております。

あともう1点御質問ありましたけれども、計画変更について、法律上も計画変更というのは認めております。ただ、実際事業者選定したときから評価が下がるような計画変更、これはあり得ません。こういうものは認められないという形に制度上なっております。

以上でございます。

○中村座長

ありがとうございました。

杉本先生、よろしいでしょうか。

○杉本教授

認められないというだけで、ペナルティーとか何とかというのはやっぱりあるものなんだろうかね。

○中村座長

事務局、どうでしょうかね。

○石井室長

そういった計画変更については許可が下りませんので、したがって、そういうような計画変更は実施できないことになります。

○杉本教授

分かりました。ありがとうございました。

○中村座長

ありがとうございました。

時間も大分押していますので、次、参ります。

次、松本先生、何かございませんでしょうか。

○松本客員准教授

ありがとうございます。

皆様方の議論の内容をお聞きいたしまして、次回の協議会のテーマとしましては、第一に電波障害への現状と、対応策について、そして漁業影響、開発エリアにおける漁業影響、これらの専門家の方をお招きするという事。また、三浦先生から洋上風力を活用した漁業へのプラス効果についてももう少しレクチャーしていただくことかと思えます。それから、3つめの論点としては基金の問題があるかと思えます。限られた時間の中で基金について有意義な議論をするためには、やはり論点をしっかり出しておくということが重要だと思います。事務局には、漁協、そして地元自治体の方が第1ラウンドの基金に対してどのよ

うな御意見をお持ちになって、どのような要望を持っていらっしゃるのか、また、その要望を反映した場合、座長もおっしゃいましたけれども、全体的な事業者の売電収入の中で影響が出てくると思われませんが、そうした影響なども論点としてまとめていただいて、次回の協議会でお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○中村座長

ありがとうございました。

極めておっしゃるとおりだと思いますので、事務局のほうは、次回に備えて準備のほうをよろしく願いいたします。

じゃ、次、参ります。

次は、水産庁様のほうから何かございませんか。

○小林計画官

水産庁でございます。届いておりますでしょうか。

○中村座長

聞こえています。

○小林計画官

ありがとうございます。

いろいろお話がございましたが、1点だけ確認させていただければと思います。

昨年度といたしますか、前ラウンドのほうでもお話がありました、海面の方のほうはこういった風車の話をよく聞かれているけれども、内水面のほうは情報がないんじゃないかというような御指摘があったかと記憶しております。今回の地域におきましても、そういった情報提供ですとか、そういった面に関しましては、県庁側のほうで御対応いただけるという認識でよろしいでしょうか。そちらの確認だけさせていただきたいと思います。

以上です。

○中村座長

ありがとうございました。

じゃ、お願いします。すみません、もう一度お願いします。申し訳ありません。もう一度最後の御指摘というか、質問内容をもう一度お願いします。

○小林計画官

失礼しました。前回、別の地区の協議会のほうでは、構成員の中には内水面の方は入っていらっしやらない、そして、その方に対して情報が入ってないんじゃないかというような御意見がございました。それに対しましては、県のほうで情報提供などしていただくと、意見があれば協議会のほうでも話をしていただけると、そういう認識であったかと思うんですけれども、今回のこちらの区域、男鹿市、潟上市沖、あとは秋田市沖、こちらの情報提供などの体制についても同様に対応していただけるのか、県庁のほうで対応していただけるのかという御質問でございます。

○齋藤新エネルギー政策統括監

すみませんでした。

今回のこのエリアにつきましても、内水面の漁協に関しましては、必要に応じて皆様からの御意見を伺いながら進めていければというふうに考えております。

○中村座長

よろしいでしょうか。

○小林計画官

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○中村座長

続きまして、時間も押していることですので、オブザーバーの気象庁様、よろしく願いいたします。

○青木調査官

気象庁でございます。

資料6になります。風力発電施設と気象レーダーの共存のためということで、私のほうから御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目になります。

気候変動の緩和策として、再生可能エネルギー導入が求められています。一方、気候変動の適応策として、治水対策が掲げられているとおり、適時的確な防災気象情報の発表も重要です。気象庁は、関係省庁や風力発電事業者の御理解をいただきながら、両者を共存させる取組を進めています。

次の3ページ目をお願いいたします。気象レーダーの役割を簡単に御説明させていただきます。

気象レーダーの観測データから1キロメートル格子の様々な防災気象情報がつくられ、気象災害の未然防止、気象災害の低減に寄与しています。このため、全ての格子で誤データの混入を防止する必要があります。左側のレーダーで求めた雨量というところで図表示しておりますが、降水ナウキャストや降水短時間予報等の今後の雨を表示、御提供するとともに、レーダーで求めた雨量から土砂災害、浸水害、洪水等の危険度、いわゆるキキクルと呼んでおりますが、これらの情報を作成、発表しております。これらの情報は、市町村による避難情報の発令や、住民の避難の判断に御活用いただいております。

次の4ページ目をお願いいたします。

気象レーダーの送信波が風車に当たると、例えば送信波が遮蔽される場合、風車より先の観測ができなくなります。多重散乱により偽、偽りのエコーが発生、雨雲、雨粒でないものを雨として捉え、誤った降水・風を観測してしまう。それから、強い反射波をレーダーが受信しますと、場合によっては気象レーダーの受信機の破損、レーダー停止ということも考えられます。

次の5ページ目をお願いいたします。

発電用風車の立地にあたっては、気象レーダーとの兼ね合いも検討いただく必要がありますので、お早めに気象庁に御相談をお願いいたします。

次の6ページ目をお願いいたします。

気象庁のホームページに関係資料を掲載してございます。気象庁ホームページトップページから①の知識・解説というところ、その次のビジネス・開発者向け、風力発電事業者向け、風力発電施設が気象レーダーに及ぼす影響というところに関係資料を掲載しております。

気象庁からは以上でございます。

○中村座長

ありがとうございました。

極めて重要なことだと思います。そして、この資料に関することは、これも公開されますので、事業を予定されている方は見ると思いますし、または、協議会のとりまとめにも反映させていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

続きまして、オブザーバーの環境省様、何かございませんか。

○豊村室長補佐

環境省でございます。発言の機会をいただきありがとうございます。

コメントというほどでもございませんが、景観への影響などの環境関係の御指摘もいただいていたと承知しております。オブザーバーという立場でありますけれども、環境省のほうで何かまた情報提供できることなどあれば協力させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中村座長

どうもありがとうございました。

そして最後になりましたが、海生研のほうから何かございますか。

○三浦主幹研究員

お話を伺いましたところ、やはり漁業者さんは、いろいろ懸念があるということです、その懸念を払拭するための漁業影響調査というのはしっかりやっていかなきゃいけないと改めて思いました。先ほど議論にもなりましたが、それでは、どういったものを作っていかというの、事業計画が決まらないとなかなか細かいところは決めにくいというところがございますので、それはまた事業者が決まってからの協議会の中で検討されていくものだと思いますが、まずは、事業者が決まる前の現段階の協議会では、漁業者さんがどういう懸念を抱いていて、どういう調査をやってほしいのかといったところをしっかりと協議されて、とりまとめておくこと、そして公募指針のほうにその辺が記載されて

いくというようにしておくことが肝要だと思われるので、しっかりとした議論が行われるとよいと思います。私のほうも、できる限り情報提供などをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村座長

ありがとうございました。今後ともよろしく願い申し上げます。

大体予定していた時間になりましたが、皆様のほうから言い残したこととか、どうしてもこれは言っておきたいこととかございますでしょうか。

お願いします。

○加賀谷代表理事組合長（代理 工藤専務理事）

お願いがあります。次回の協議会に向けてなんですが、第1ラウンドの状況等も見ながら漁協としての考え方をまとめていきたいところがありますので、次回まで少し間を空けていただきたいなと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○中村座長

分かりました。事務局のほうでは、今そういう発言ございましたので、それを考慮していただいて、次回を決めていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

ほかございますか。

○石井室長

事務局からよろしいですか。

○中村座長

はい、お願いします。

○石井室長

すみません、事務局から、どうもありがとうございます。熱心に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

この洋上風力発電ですけれども、今日御説明いたしましたとおり、やはり漁業等、地元

との共存共栄が大原則でございます。そういった観点からも、県とも連携をしまして、今日お話しいただいた地産地消、こういったことができるのか検討を進めて、これは先の話ですけれども、とりまとめの中には盛り込んでいけるようにしたいと思っております。

あと漁業影響調査については、建設工事前、それから工事中、発電事業中、事業終了後もこれをやっていくということが大前提です。協議会でとりまとめていく内容に示される共生策ですけれども、これは選定事業者が実施していく義務がございます。これは供給価格の多寡に関わらず、事業者はしっかりと実施しなければいけないというものですので、したがって、協議会でとりまとめていく中で、共生策、共生基金の使い道についてはしっかりと明記することが大事だというふうに考えています。あわせて、共生基金ですけれども、電気料金という国民負担、これの抑制、あとは地域の実情を踏まえたもの、かつ発電事業との共存共栄といった観点から、売電収入の一定割合を目安としながら、その目安ですとか、あと基金の管理方法についてですけれども、これは手を挙げられる発電事業者にとっても、それから協議会の構成員の皆様にとっても、公平性ですとか、透明性、公正性というのが極めて重要になります。したがって、基金の目安についても、しっかりととりまとめの中に明記していく必要があるのではないかと考えております。

次回以降、今日御指摘いただいた電波ですとか漁業影響調査を含めて、専門家の方から御説明いただくように調整したいと思っておりますし、漁協さんからいただいたように、少し時間を空けられるように、こちらでも調整を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○中村座長

どうもありがとうございました。

非常に長時間にわたり貴重な御質問、御意見をいただき、誠にありがとうございました。今説明いただいたように、事務局においては本日の議論を踏まえて、次回に対して準備をさせていただけることと思っております。

それでは、以上をもちまして本日の協議会は閉じたいと思っております。

本日は御多忙のところ、御熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。

以上です。ありがとうございました。

— 了 —